

【 社会福祉連携推進法人制度の概要 】

※令和 2 年改正社会福祉法により創設、令和 4 年 4 月から制度開始

1 趣旨

社会福祉連携推進法人は、

- ① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、
- ② 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、
- ③ 社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。

2 業務内容

2 以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

【効果】

同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

3 しくみ

一般社団法人を設立し、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働を行う同法人を社会福祉連携推進法人として認定する。

① 社員の構成

社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社等（過半数は社会福祉法人）

② 業務内容（社会福祉事業は実施不可）

- I 地域福祉支援業務      II 災害時支援業務      III 経営支援業務
- IV 貸付業務              V 人材確保等業務      VI 物資等供給業務

③ 所轄庁

知事（連携推進法人の社員の所在地が県内 2 以上の市町域にわたる場合）

